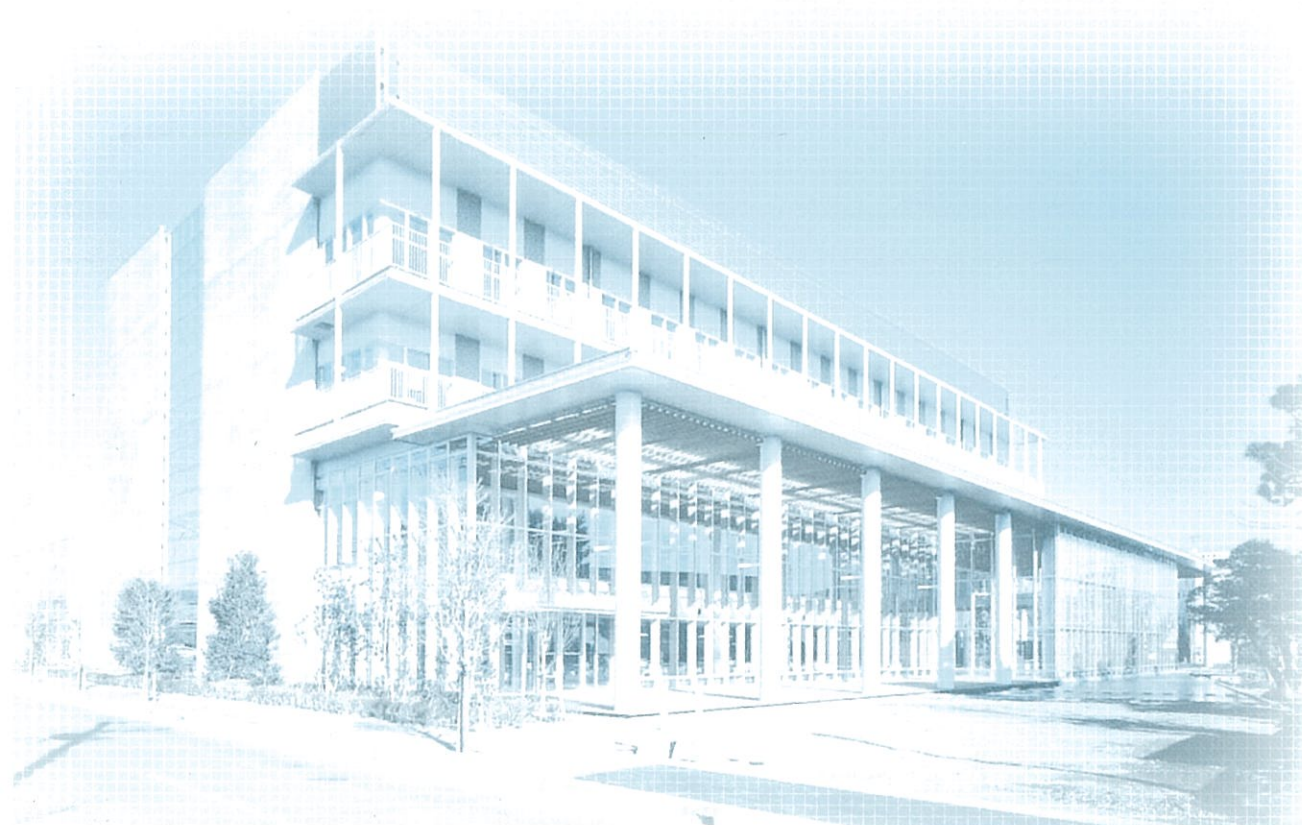


後期基本計画

Yachiyo town



第1章

誰もが健やかに 安心して暮らせるまち

(健康・福祉)

第1節 健康で元気なまちづくり

第1項 健康づくりの推進・・・・・・・・・・P28

第2項 保健・医療の充実・・・・・・・・・・P30

第2節 次世代を担う子どもを守り、育むまちづくり

第1項 子育て支援・少子化対策の充実・・・P32

第2項 子どもの健全育成の推進・・・・・・・・P34

第3節 みんなで支えるやすらぎのまちづくり

第1項 地域福祉の推進・・・・・・・・・・P36

第2項 高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・P38

第3項 障がい者福祉の充実・・・・・・・・・・P40

第4項 介護保険制度の適切な運用・・・・・・・・P42

第4節 安定した生活のできるまちづくり

第1項 社会保障制度の適切な運用・・・・・・・・P44

第2項 自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・P46



第2項 保健・医療の充実

●現況と課題

急速な少子化の進行や、家庭や地域の環境の変化などにより、子育てに不安を持つ親が増加しており、安心して子育てのできる環境づくりや母親や乳幼児の健康づくりは、ますます重要になっています。

また、近年のライフスタイルや価値観の変化などを背景に、偏った食生活や運動不足など健康を損なう生活習慣がみられ、生活習慣病の早期発見や予防がますます重要になっています。各種がん検診については、受診率の向上に努め、早期発見、早期治療につなげて、健康の増進を図る必要があります。

新型インフルエンザをはじめとする感染症対策については、予防接種により、まん延や重症化の防止を図るとともに、危機管理体制の充実に努めることが必要となっています。

医療ニーズの多様化・高度化に加え、感染症の対応など、喫緊の取組が求められており、今後、町内外の保健医療機関との連携を強化し、一次医療、二次医療体制のさらなる充実を図っていく必要があります。

●基本方針

町民誰もが生涯にわたり健康で元気に暮らすことができるよう、疾病の早期予防や早期発見、感染防止を図ります。

また、町民誰もが身近な地域で適切な医療が受けられるよう、病院・診療所・その他保健医療機関の連携を強化し、診療体制の充実を図ります。

●目標指標

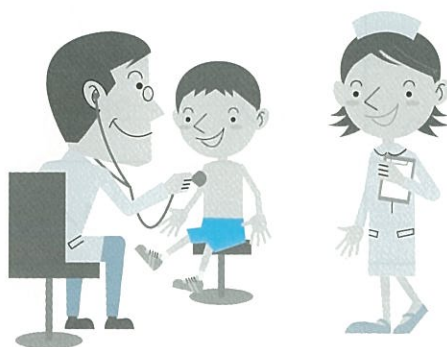
目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
特定健診※ ¹ 受診率 (国保加入40～74歳)	36%	50%	国保加入者における特定健診受診率の向上を目指す。
大腸がん検診受診率	22.7%	35%	大腸がん検診の受診率の向上を目指す。
予防接種率 (麻疹、風しん 1期2期)	97.7%	100%	予防接種率の向上を目指す。

※1 特定健診

40歳～74歳までを対象に、公的医療保険者に実施が義務付けられた内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査。

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 母子保健の充実	○関係機関との連携のもと、妊娠・出産・育児の不安の解消や母子の健康づくりを支援し、安心して子育てのできる保健環境づくりを推進します。	・妊婦健診 ・乳児検診、幼児集団検診 ・予防接種 ・離乳食教室、食育教室 ・発達相談、育児相談等
2. 成人・老人保健の充実	○生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療と指導による健康増進を図ります。	・基本健康診査 ・がん検診 ・生活習慣病検診 ・保健指導、栄養指導
3. 感染症対策の充実	○予防接種の実施により、感染症の発生・まん延の予防、重症化防止策の充実を図るとともに、関係機関との連携により、相談指導体制の強化に努めます。	・予防接種 ・保健指導 ・インフルエンザ予防接種補助
4. 医療・救急体制の充実	○町内医療機関をはじめ、近隣市町との連携により、地域医療体制の充実に努めるとともに、医療機関の利用方法について、町民とともに考えていく体制づくりを推進します。	・医療関係機関との連携強化 ・広域医療との連携 ・医療機関巡回バス ^{※2} の運行
	○各医療機関や関係機関との連携により、緊急時に安心して受診できる救急医療体制の充実に努めます。	・小児救急医療輪番制 ^{※3} の充実 ・病院群輪番制 ^{※4} の充実
	○献血意識の高揚と献血者の確保に努め、必要な輸血量の確保を図ります。	・献血の推進



※2 医療機関巡回バス

八千代町では、町内の医療機関への交通の利便を確保するため、90か所の停留所から4つの医療機関への巡回・送迎を行っている。

※3 小児救急医療輪番制

近隣7市町（古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町）内において、休日・夜間の小児緊急医療を輪番制で行う制度。

※4 病院群輪番制

近隣7市町の病院群が共同連帯して、輪番制方式により、休日・夜間等における重症緊急患者の入院治療を行う制度。

第2節

次世代を担う子どもを守り、育むまちづくり

第1項 子育て支援・少子化対策の充実

●現況と課題

急速な少子化や核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加など、児童や家庭を取り巻く環境は著しく変化してきています。また、厳しい経済状況のもと、保育に対するニーズは、低年齢化、長時間化など、今後より一層多様化することが予想されます。

本町ではこれまで、保育所による保育をはじめ一時保育、延長保育、放課後児童クラブ、児童手当の支給など児童の育成のための支援を行ってきました。また、「八千代町次世代育成支援対策行動計画後期計画」に引き続き「八千代町子ども・子育て支援事業計画※¹」を策定し、子育て支援や少子化問題に取り組んできました。

今後とも“未来の八千代町”を担う子どもたちを安心して産み育てることができるよう、子育て支援の体制や施策のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、女性活躍推進法※²に基づき、職場における女性の活躍の場の拡大を促すとともに、仕事と生活の調和に向けた取組を推進していく必要があります。

さらに、農業をはじめ商業・工業などの後継者の育成に努めるとともに、社会全体で結婚を支援する機運を醸成し、結婚を望む若者が希望を実現し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを通じて、定住人口の増加につなげていく必要があります。

●基本方針

社会全体で結婚を支援する機運を醸成し、結婚を望む若者が希望を実現し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

●目標指標

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
通常保育実利用人数 (町内在住者)	306人	384人	保育所、認定こども園における通常保育の利用者の増加を目指す。
延長保育実利用人数	39人	84人	保育所、認定こども園における延長保育の利用者の増加を目指す。
地域子育て支援拠点事業※ ³ 利用件数	1,101件/延	1,500件/延	地域子育て支援拠点の利用件数の増加を目指す。

※1 八千代町子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の量の見込みや提供体制の確保、実施時期等を定める計画。

※2 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律。

※3 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談や助言などの援助を行う事業。

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 子育て支援体制とサービスの充実	○共働き家庭等への支援対策の充実と、家庭で子育てする母親の孤立感の解消を図ります。	・子ども・子育て支援事業計画の推進と進行管理 ・子育てサポーター制度 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て相談事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て支援情報発信強化事業
	○子育ての不安や悩みを解消するため、子育て世代への支援を行います。	・家庭教育学級の実施 ・家庭教育推進協議会主催事業 ・ブックスタート事業
	○仕事と生活の調和の実現に向けた親の意識改革と働きやすい職場環境づくりを促進します。	・仕事と生活の調和（ワークライフバランス^{※4}）憲章の普及 ・子育てにやさしい職場づくり ・女性活躍推進計画の策定
2. 妊娠・出産の支援	○出産に関する不安の解消や不妊治療への支援を充実し、安心して妊娠・出産のできる環境の整備を進めます。	・県不妊専門相談センターの活用 ・出産子育て奨励金の支給 ・不妊治療助成事業 ・子育てガイドブック配布事業
3. 経済的支援の推進	○子育て世代の経済的な負担を軽減するため、手当の支給や助成を行います。	・児童手当の支給 ・出産子育て奨励金の支給 ・私立幼稚園児の保護者負担軽減事業 ・医療福祉費助成^{※5} ・ひとり親世帯放課後児童クラブ利用料助成事業
4. 教育・保育環境の充実	○教育・保育を担う認定こども園の整備を促進するとともに、多様な保育ニーズに対応できる施策を推進します。	・認定こども園施設整備事業 ・延長保育、一時預かり事業 ・病児保育事業、乳児等保育事業 ・教育・保育施設運営研究事業
5. 結婚支援活動の推進	○関係機関との連携を強化し、若年層の結婚に対する意識の啓発や、独身者の出会いの場を提供するとともに、相談支援体制の充実に努めます。	・いばらき出会いサポートセンター^{※6}等との連携強化及び会員登録の推進 ・ふれあいパーティー、婚活バスツアー等の実施 ・婚活イベントへの助成

※4 ワークライフバランス

仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

※5 医療福祉費助成

小児（中学生まで）、妊産婦、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障がい者の健康維持を図るため、医療費の一部を助成するもの。

※6 いばらき出会いサポートセンター

茨城県内在住の独身者に結婚のための出会いと相談の場を提供するため、茨城県と茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した組織。

第2項 子どもの健全育成の推進

●現況と課題

核家族化の進行、共働き家庭やひとり親世帯の増加に伴い、家庭での子育て機能の低下が懸念されるなど、児童や家庭を取り巻く環境は著しく変化しており、“未来の八千代町”を担う子どもたちの健全育成に関する課題がますます複雑化しています。

本町では、「八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいて子ども・子育て支援事業に取り組んできました。

今後とも、家庭環境や就労状況等に応じたきめ細かな支援を提供し、家庭や地域が一体となって子どもの健全育成を推進していく必要があります。

●基本方針

町の未来を担う子どもたちが、心身ともに健全に成長していくことができるよう、家庭や地域が一体となって子どもを守り育む、地域ぐるみの気運・体制を整えていきます。

●目標指標

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
放課後児童クラブ 実利用人数	204人/月平均	210人/月平均	子ども・子育て支援事業計画に基づき、受け入れ体制の拡充を目指す。



子ども体験学習事業



子育て支援事業 こあらキッズ

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 母子保健の充実	○関係機関との連携のもと、妊娠・出産・育児の不安の解消や母子の健康づくりを支援し、安心して子育てのできる保健環境づくりを推進します。	・不妊治療助成事業 ・各種健診 ・予防接種 ・保健指導 ・関係機関の連携 ・子育てガイドブック配布事業
2. 子ども医療福祉制度の充実	○子どもが健康に育つことのできるよう、医療費の負担を軽減します。	・医療福祉費助成
3. 児童の健全育成の推進	○子どもたちの自立性、協調性を育むため、放課後児童クラブや体験学習活動を推進します。	・放課後児童クラブ委託事業 ・子ども体験学習事業 ・子ども会育成事業
4. 特別支援教育の推進	○障がいのある子や不登校児など、特別な支援が必要な児童に対する支援を行います。	・適応指導教室※1 ・特別支援教室※2の充実 ・障がい児保育補助
5. 相談体制の整備と児童虐待の防止	○児童の虐待を未然に防ぐため、相談体制を整備するとともに、関係機関や関係者と連携して支援を行います。	・児童虐待防止事業 ・要保護児童対策地域協議会※3

参考データ

放課後児童クラブ利用状況

(単位：箇所、人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所	8	8	8	8	8
利用児童数	144	187	211	213	207

※利用児童数は各年度5月1日時の利用者数

資料：福祉保健課

- ※1 適応指導教室
市町村教育委員会が、長期欠席している不登校の小中学生に別途部屋を用意し、本籍校復帰を目標に学習援助する教室。
- ※2 特別支援教室
障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導及び支援を行う教育。
- ※3 要保護児童対策地域協議会
関係機関連携により児童虐待等への対応を行う市町村の組織。

第3節

みんなで支えるやすらぎのまちづくり

第1項 地域福祉の推進

●現況と課題

誰もが住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らせるまちが町民の願いであり、高齢社会を迎えた今日、身近な暮らしの場におけるふれあいや支え合いがますます重要になっています。

本町では、これまで社会福祉協議会との連携・協力のもと、各種ボランティアや町内団体への支援やリーダーの育成、活動の拠点となる施設等の充実など、地域における多様な福祉サービスの提供を進めてきました。

今後とも、地域に応じたきめ細かなサービスや、ボランティア活動等のさらなる充実を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、地域での支え合いや助け合いを大切にしたい地域福祉の体制を整えていく必要があります。

●基本方針

町民誰もが、住み慣れた地域の一員として、ふれあいを通して、生涯安心して暮らし続けることができるよう、ともに支え合う地域福祉を推進します。

●目標指標

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
ご近所声かけ隊※ ¹ 登録数	34人	58人	登録者の増加を目指す。
福祉ボランティア団体数	5 団体	7 団体	団体の増加を目指す。
地域福祉計画※ ² の策定	—	策定	地域福祉計画の平成32年度までの策定を目指す。

※1 ご近所声かけ隊

ご近所同士での声かけや見守り、防犯に関する活動を行うボランティア。

※2 地域福祉計画

市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画。

(地域における福祉サービスの適切利用、社会福祉事業、活動への住民の参加の促進に関する事項など)

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 地域福祉体制の整備	○町民参画のもと、地域福祉活動の拠点となる施設の充実と利活用を図ります。	・拠点集落センターの利活用
	○地域の福祉活動の総合的な指針となる地域福祉計画の策定を進め、地域福祉の人づくりと体制を強化します。	・地域福祉計画の策定
2. 地域福祉活動の推進	○高齢者や障がい者など、援助を必要とする人たちを地域で支援する気運の醸成や活動を支援します。	・情報発信・PRの強化促進 ・団体等への支援 ・ご近所声かけ隊の支援
3. 社会福祉協議会・関係団体の連携強化	○社会福祉協議会の独自施策の強化を促進するとともに、民生委員や社会福祉関係団体の育成・援助を図ります。	・関係団体との連絡調整強化 ・研修会の実施
4. ボランティア活動の推進	○ボランティア連絡協議会を中心に「いつでも、どこでも、誰もが」参加できるボランティアの体制づくりを図ります。	・ボランティアセンターの活動 ・研修会の実施、広報啓発 ・ボランティアリーダーの育成



高齢者宅高校生訪問



ボランティア講習会

第2項 高齢者福祉の充実

●現況と課題

平成27年3月現在、本町の高齢化率は25.4%と国、県よりやや低い状況となっていますが、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあります。また、高齢者医療費の増加、介護認定者、認知症の増加などから、高齢者が健康で安心して暮らし、生きがいをもって社会参画できる環境の整備はますます重要になっています。

本町ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、地域包括支援センター※1が中核となって、高齢者の生活や介護に関する相談、介護予防に関する事業を進めてきました。

今後は、これまでの取組の成果を生かし、生活支援・介護支援など福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、認知症への対応や生きがい対策の推進など、高齢者が自立して、いきいきと暮らせる地域づくりを推進していく必要があります。

●基本方針

高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康でいきいきと自立した生活を送れるよう、介護予防や介護する家族への支援、生きがい対策、認知症への対応、在宅医療の推進などに取り組み、地域包括ケアシステム※2の実現を目指していきます。

●目標指標

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
福祉タクシー利用料 助成※3件数	339件	500件	対象者における利用件数の増を目指す。

※1 地域包括支援センター

介護保険法に基づき市町村に設置される地域住民の保健・福祉・医療、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士が配置される。

※2 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すシステム。

※3 福祉タクシー利用料助成

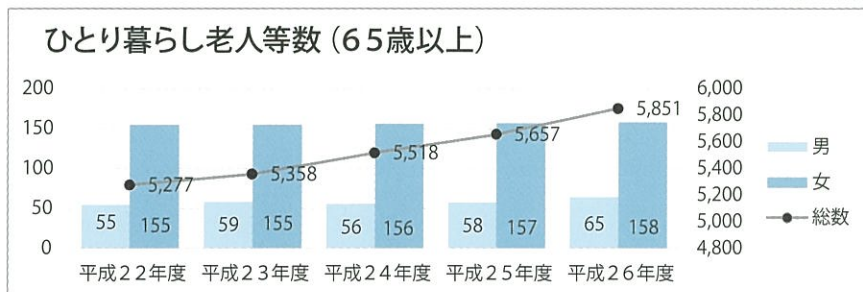
在宅の障がい者や高齢者等が医療機関への通院や福祉施設への通所をするため利用するタクシー料金の一部を助成するもの。八千代町では、障がい者の方、65歳以上の単身世帯及び75歳以上の高齢者のみの世帯で所得税非課税世帯の方で、自動車税が減免されていない方を対象に初乗運賃相当額を助成している。

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 高齢者の社会参画と生きがいづくり	○活力と生きがいに満ちた「活動的な85歳」を目標に、高齢者の多様性や自発性を尊重しながら、社会参加活動を促進します。	・シルバー人材センター事業 ・心配ごと相談事業 ・高齢者生きがい対策事業 ・老人クラブ活動助成事業
2. 生活支援サービスの推進	○家族支援事業、低所得者対策事業など、高齢者の健康でいきいきとした生活のための支援の充実を図ります。	・福祉タクシー利用料助成事業 ・老人日常生活用具給付事業 ・ねたきり老人等紙おむつ助成事業 ・緊急通報システム事業※4 ・ひとり暮らし老人愛の定期便事業 ・理髪料助成事業 ・介護者リフレッシュ事業 ・敬老祝い贈呈事業
3. 高齢者対策の推進	○身寄りのない高齢者の支援、介護認定前の生活不自由者に対する生活援助、要支援者へのケアマネジメントなどを推進します。	・高齢者施設入所相談 ・軽度生活援助事業 ・地域支援事業の充実 ・運動教室の実施
	○要支援・要介護となるおそれの高い高齢者を対象とする運動機能の維持促進を図ります。	
	○高齢者の虐待防止、権利擁護の啓発、認知症についての理解など、高齢者に関する総合相談体制を整えます。	・高齢者総合相談窓口の設置 ・地域包括支援センターの機能強化 ・認知症サポーターの養成 ・認知症地域支援推進員※5の配置

参考データ

(単位：人)



※4 緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者の急病や災害などの事態に、簡単な操作で緊急事態を受信センターに通報できる装置を設置する事業。

※5 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行うコーディネーター。

第3項 障がい者福祉の充実

●現況と課題

本町ではこれまで、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^{※1}に基づき、障がい者が自立した社会生活を送れるよう、相談指導、スポーツ・レクリエーション活動の推進や心身障がい児通園事業等を通して、ノーマライゼーション^{※2}の理念のもと、社会参加の促進に努めてきました。

また、更生医療や日常生活用具の給付、各種手当の支給など経済的支援のほか、手帳交付などの援護事務、障がい者施設への入所支援など「八千代町障がい者プラン^{※3}」に基づき、障がい者福祉の充実に努めてきました。

今後とも、障がい者の自立と社会参加の一層の促進に向けて、障がい福祉サービスや各種の福祉サービス、保健医療、教育・育成、雇用・就労などの総合的な支援体制を確立する必要があります。

●基本方針

障がい者が住みなれた地域社会のなかで、家族とともに、安心していきいきとした生活を送れるよう、ハード・ソフト両面から障がい者の自立を支援していきます。

参考データ

身体障害者手帳交付状況

（単位：人）

年 度	総 数	視 覚	聴覚言語等	肢 体	内 部
平成22年度	833	60	96	460	213
平成23年度	841	57	95	464	225
平成24年度	867	60	89	477	241
平成25年度	838	52	88	455	243
平成26年度	838	50	90	460	238

資料：福祉保健課

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がい者及び障がい児が自立した日常又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、また、障がいの有無にかかわらずお互いが人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律。

※2 ノーマライゼーション

障がい者と健常者が特別に区別されことなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

※3 八千代町障がい者プラン

障害者基本法に基づき制定された障がい者のための施策に関する障害者計画。障害者自立支援法に基づき、地域における障がいのある人の生活や社会参加を支援するために策定した「障害福祉計画」を含む。

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 自立支援システムの確立	○障がい者福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの充実を図り、新しい制度の円滑な運営を行います。	・自立支援給付 ・地域自立支援協議会※⁴の設置 ・利用者保護促進事業 ・難病患者に対する見舞金の支給
2. 教育・育成の充実	○障がいのある子の乳幼児期から教育期間終了後の就労対策に至るまで、保健・医療・教育・労働等の関係機関の連携により、地域における総合的な支援ネットワークの構築を図ります。	・障がい児保育 ・障がい児定期療育強化事業 ・障がい児支援体制の構築 ・親子すこやか交流事業
3. 雇用・就労の場の支援	○障がい者のライフステージや年代に対応した適切な職業リハビリテーションを推進します。 ○雇用と福祉施設の連携強化を図り、福祉的就労の場から雇用への移行促進、雇用・就労の場の確保対策の推進など、職業を通じた自立と社会参加を促進します。	・雇用促進対策の普及、啓発、広報 ・障がい福祉サービス就労事業 ・障がい者試行雇用事業 ・職場適応援助者支援事業
4. バリアフリーの地域づくり	○「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例※ ⁵ 」をはじめ、法令に基づくバリアフリー※ ⁶ のまちづくりを推進します。	・福祉ガイドマップの作成 ・障がい者団体等の活動助成



※4 地域自立支援協議会

障害者自立支援法に基づき、市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

※5 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者や障がい者を含むすべての人が、社会参加の機会を等しく有し、ともに安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいくために、平成8年に制定された条例。

※6 バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。

第4項 介護保険制度の適切な運用

●現況と課題

介護保険制度は、平成12年の施行以来15年を経過し、今後はさらなる事業の定着と充実が期待されています。

本町では、高齢化の進展に伴い要介護者も増加しており、平成27年4月現在、要介護（要支援）認定者数は821人、第1号被保険者に対する割合（認定率）は約14.0%となっており、介護サービスの利用率は87.7%となっています。

今後とも、3年ごとに見直しされる「介護保険事業計画※¹」に基づき、高齢者が住み慣れた地域・家庭で充実した高齢期を送ることができるよう、継続的・総合的に支援していく必要があります。

●基本方針

要支援・要介護者の尊厳の保持を基本に、一人ひとりのニーズに合った質の高い介護サービスや介護予防サービスを提供していくため、介護保険制度の適切な運用のもと介護サービスの基盤整備や事業の充実を図ります。

●目標指標

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
シルバーリハビリ体操指導士※ ² による健康教室の開催	開催数延 109回 延べ人数 1,532人	開催数延 150回 延べ人数 3,000人	参加人数の倍増を目指す。



元気はなまる運動教室

- ※1 介護保険事業計画
都道府県及び市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画。
- ※2 シルバーリハビリ体操指導士
茨城県が認定している地域の介護予防の担い手として期待されるボランティアの指導士。

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 介護サービスの充実	○要介護になっても住み慣れた家庭や地域のなかで、生きがいを持ち暮らし続けられるよう介護サービスの充実を図ります。 ○要支援認定者の介護予防と状態の維持改善を図ります。	・保険給付の適正化 ・3年ごとに「介護保険事業計画」の策定 ・介護サービス事業所等の育成 ・介護予防支援事業所の運営支援
2. 一般介護予防の充実	○介護予防活動の普及・啓発を図り、地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を図ります。	・「シルバーリハビリ体操指導士」の活用 ・運動教室の実施
3. 高齢者総合相談の推進	○健康・介護・虐待・認知症など高齢者の生活に関する総合相談体制の充実を図ります。	・シルバーミニ講座 ・地域包括支援センターの充実
4. 介護サービスの基盤整備	○介護施設の充実や人材の育成確保など、介護サービスを提供する基盤整備を促進します。	・民間施設への支援
5. 生活支援体制の整備	○高齢者の在宅生活を支えるための、ボランティアや民間企業等による多様な主体によるサービスの提供を図ります。	・生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）※3の配置 ・ボランティア等の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化

参考データ

要介護（要支援）認定者数の推移

各年3月末日現在（単位：人）

年度	総数	1号被保険者認定者						2号被保険者認定者
		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
平成22年度	787	149	150	137	112	110	93	36
平成23年度	751	152	157	103	127	101	82	35
平成24年度	799	168	186	110	113	111	76	35
平成25年度	835	204	190	101	108	106	91	35
平成26年度	856	213	190	125	113	101	86	28

資料：福祉保健課

介護保険サービス事業所数

平成27年4月1日現在

施設区分	施設数	施設区分	施設数
介護老人福祉施設	2	通所介護事業所	10
居宅介護支援事業所	9	地域密着型サービス事業所	3
訪問介護事業所	5		

資料：福祉保健課

※3 生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に、生活支援等サービスの提供体制の構築や取りまとめを支援する職員。

第4節

安定した生活のできるまちづくり

第1項 社会保障制度の適切な運用

●現況と課題

本町では、平成20年度から特定健診・特定保健指導事業を核とし、生活習慣の改善、未病者の健康増進や多受診防止による健康指導などの活動を、保健センター、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と共同で実施してきました。

今後とも、関係機関と協力・連携を図りながら、健康増進運動を全町的に展開し、健診の受診率向上に努めることにより、健康な長寿社会の実現に取り組むとともに、増加する医療費の負担軽減を図る必要があります。

また、適正な国保税の賦課・徴収を行うことにより、財源の確保を図りながら各事業の実施を行う必要があります。

さらに、平成30年度からの国民健康保険の県単位化の決定に伴う様々な制度改正に対し、国及び県と緊密に連携し、適切かつ迅速に対応していく必要があります。

医療福祉費助成制度では、これまで県の制度に加え、町単独の制度として範囲を拡充して助成を行ってきました。今後とも、町財政状況を踏まえつつ、医療費助成の適切な運用を図る必要があります。

国民年金制度については、引き続き制度の重要性の周知と加入促進を図っていく必要があります。

●基本方針

各制度における公平かつ適正な課税・徴収を図るため、相互扶助で成り立つ社会保障制度への理解を深めるとともに、各制度改革等の動向を見据えながら、その運用に適切かつ迅速に対応していきます。

●目標指標

目 標 項 目	現況値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	目標設定の考え方
特定健診受診率 (国保加入40～74歳)	36%	50%	国保加入者における特定健診受診率の向上を目指す。
後期高齢者の健康診査受診率	17%	19%	対象者における健康診査の受診率の向上を目指す。

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 国民健康保険制度の適切な運用	○制度の周知と適切な運用のもと、未病、予防への関心を高め、一人ひとりの健康づくりを支援します。	・適正な保険給付 ・医療費の適正化 ・保険税の適正な賦課と納税相談 ・人間ドック助成事業 ・特定健診、特定保健指導
2. 後期高齢者医療制度の運用	○制度の適切な運用のもと、高齢者医療の充実を図るとともに、高齢者自らの健康の保持増進を支援します。	・保険料の徴収と納付相談 ・健康診査の実施
3. 国民年金制度の周知と加入促進	○国民年金制度の重要性を周知し、加入促進を図ります。	・広報紙やホームページによる広報活動 ・年金相談
4. 介護保険制度の充実	○介護保険制度の適切な運用のもと、介護サービスの基盤整備や事業の充実を図ります。	・介護サービスの充実 ・介護予防の促進 ・高齢者総合相談 ・介護サービスの基盤整備
5. 医療費助成の充実	○小児（中学生まで）、妊産婦、母子・父子家庭及び重度障がい者の医療費の軽減を図ります。	・医療福祉費助成

参考データ

国民健康保険の加入状況及び保険税の状況

（単位：件、人、千円）

年度	世帯数	加入状況		国民健康保険税
	（年間平均）	被保険者数 （各年度3月31日現在）	一世帯平均 被保険者数	（医療分調定額一般・退職）
平成22年度	4,264	9,712	2.28	664,941
平成23年度	4,347	9,642	2.22	671,978
平成24年度	4,398	9,642	2.19	646,663
平成25年度	4,416	9,271	2.10	669,241
平成26年度	4,356	8,915	2.05	659,741

資料：町民課・税務課

第2項 自立支援

●現況と課題

本町ではこれまで、関係機関や民生委員などと連携を強化し、生活相談や指導を実施するとともに貸付制度等の活用を図り、低所得者への福祉や生活向上、自立に向けた支援を行ってきました。

長引く社会経済情勢の低迷により、今後ますます低所得者層が増加することが予想されることから、適切なアドバイス・相談を通じて、早期自立を支援していく体制を強化していく必要があります。

●基本方針

低所得者等の自立を支援・促進するため、一人ひとりの状況に応じた対策の実施など生活保護制度等の適正な運営に努めます。

●具体的な施策の内容

施 策	施 策 の 方 針	主 な 取 組
1. 低所得者福祉の充実	○低所得者の生活を支援するため、各種貸付制度等の適切な活用を図ります。	・生活福祉、就労支援のための地域協議会設置 ・住宅手当の支給 ・総合支援資金貸付事業 ・小口資金貸付事業 ・生活困窮者自立支援事業 ・生活保護の申請受付、相談
2. 自立への支援	○低所得者の早期自立を支援するため、関係機関や民生委員などとの連携を強化し、実態の把握に努めるとともに、相談指導サービスを推進します。	・心配ごと相談事業